

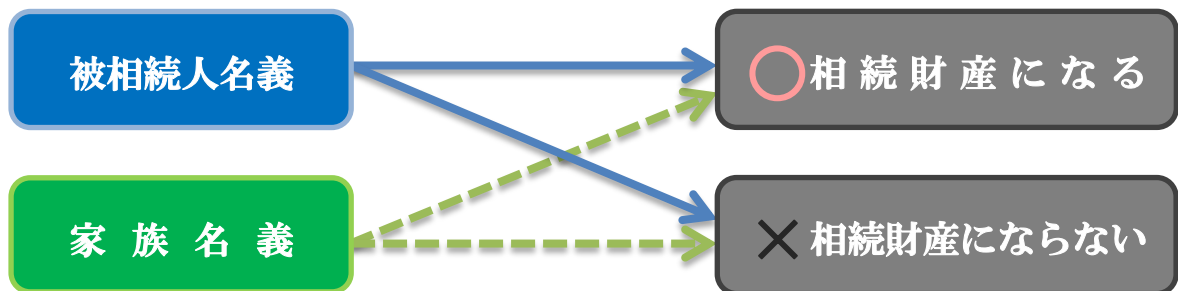
CPA通信

2012年7月

Vol.65

預金の名義と相続財産

被相続人（亡くなった方）の相続財産とされる預金は、単に預金名義が被相続人となっているものだけが相続財産となるわけではなく、その預金が誰に帰属する財産なのかを実質的に判定することになります。



発行



経営改善に取り組みませんか。

島田公認会計士・税理士事務所

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

I 預金の帰属認定

家族名義の預金であっても、実質的な預金の帰属認定で被相続人の相続財産とされる場合がありますし、また、被相続人の名義でも実質判定から相続財産ではないとされる場合もあります。

一般的には預金の帰属認定について、預金の管理・支配を行っている者がその預金の預金者であるとされていますので、家族名義の預金であっても、実質的に被相続人の管理支配下にあった場合は、被相続人の借名預金ということになり相続財産となります。

家族名義の預金が、相続財産にならないためには、自己の資金を預金の原資とすることは当然ですが、通帳・カード・定期預金証書はその家族本人が管理・支配し、印鑑はその家族固有のものを使用することが必要です。また、被相続人が預金の預け入れ・払い出し等の手続きを行う場合でも、その家族本人が必ず関与すべきです。

II 現預金の贈与をする場合の注意点

「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる」（民法549条）とされており、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示が必要です。贈与者による一方的な贈与の意思表示のみでは、民法上の贈与は成立していません。

☑check

- ▶これとは別に相続税法上の「みなし贈与」というのがあります。これは一定の経済的利益を受けた場合にそれを贈与と「みなす」というものであり、当事者の意思は関係ありません。
- ▶祖父母から未成年の孫への贈与の場合には、親権者である父母がその事実を知っていることが必要です。

現預金の贈与を行う場合の注意点

①贈与の内容を書面にしておく

贈与日、贈与者、受贈者、贈与財産等を書面に記載すること。

②贈与者から受贈者へ銀行振り込みにより行う

金融機関の受取書及び通帳に印字が残るため、資金が移動した証拠になる。

③受贈者の預金口座に係る通帳・カード・印鑑は受贈者が管理する

振込を受けた受贈者名義の預金口座については、通帳・カードは受贈者が管理・支配し、印鑑は受贈者固有のものを使用すること。

④贈与税の申告納付を行う

贈与税の基礎控除は、年間110万円ありますので、それ以下の贈与の場合は申告納付の必要はありません。しかし、贈与税の申告納付を通じて贈与の事実を明確にするため、110万円を超えて贈与を行い、贈与税の申告納付を行うことも一つの方法です。

☑check

- ▶贈与税の申告納付は贈与が成立するかどうかということとは無関係です。110万円を超える贈与があった場合は、贈与税の申告納付が必要ですが、贈与税の申告納付をしたからといってそれが必ず贈与として認められるとは限りません。
- ▶贈与税は受贈者本人が負担すべきものです。贈与者が贈与税を支払った場合は、それがまた受贈者への贈与ということになります。